

旭川市駐輪場の設置等に関する条例施行規則

平成22年3月31日

旭川市規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、旭川市駐輪場の設置等に関する条例（平成22年旭川市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める店舗)

第2条 条例第2条第3号の規則で定める店舗は、次に掲げるものとする。

- (1) 自動車小売業を営むための店舗
- (2) 専ら家具小売業を営むための店舗
- (3) 専ら燃料小売業を営むための店舗
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自転車の大量の駐車需要を生じさせない店舗であると市長が認めたもの

(規則で定める施設)

第3条 条例第2条第4号の規則で定める店舗は、次に掲げるものとする。

- (1) 映画館
- (2) ボーリング場
- (3) ビリヤード場
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設であると市長が認めたもの

(店舗等面積の算定方法)

第4条 条例第5条第1項の店舗等面積の算定は、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定める当該用途に供する施設の部分の床面積を合計することにより行うものとする。

- (1) 小売店舗等 売場（飲食及び物品の賃貸の用に供する部分を含む。）、売場間の通路、ショーウィンドー、ショールーム、承り所、物品加工修理場（加工及び修理に係る物品の引受け及び引渡しのに供する部分に限る。）その他これらに類する部分
- (2) 遊技場等 遊技室、景品交換所（景品の引渡しのに供する部分に限る。）、待合所その他これらに類する部分
- (3) 事務所（小売店舗等及び遊技場等の事務室を除く。） 事務室その他これに類する部分

(承認の申請)

第5条 条例第5条第3項(条例第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けようとする者は、条例第9条第1項の規定による届出の前に、駐輪場設置規模軽減等(変更)承認申請書(様式第1号)に別表に掲げる図書2部を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、承認する旨又は承認しない旨を決定したときは、駐輪場設置規模軽減等(変更)承認・不承認通知書(様式第2号)を当該申請書を提出した者に交付するものとする。

3 第1項の承認を受けた者が当該承認を受けた事項を変更しようとするときは、駐輪場設置規模軽減等(変更)承認申請書に別表に掲げる図書のうち変更しようとする事項に係るもの2部を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 第2項の規定は、前項の申請書の提出があった場合について準用する。

(現に設置されている駐輪場の規模等)

第6条 条例第7条第1項の規則で定めるところにより算定した規模は、次条第1号に定める基準を適用することとした場合に算定される駐輪場の規模(自転車が効率的に駐車できると認められる特殊な装置を用いる場合にあっては、当該装置により駐車できる規模)とする。

2 条例第7条第1項の規定による規模の控除をすることができる現に設置されている駐輪場は、当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置されているものに限るものとする。

(駐輪場の技術的基準)

第7条 条例第8条の規則で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

(1) 自転車1台当たりの幅が0.6メートル以上、長さが1.9メートル以上であること。

(自転車が効率的に駐車できると認められる特殊な装置を用いる場合を除く。)

(2) 駐輪場の位置及び利用方法の表示その他利用者の利便のための配慮がなされていること。

(届出)

第8条 条例第9条第1項前段の規定による届出は駐輪場設置(変更)届出書(様式第3号)に別表に掲げる図書2部を添えて、同項後段の規定による変更の届出は同様式に別表に掲げる図書のうち変更しようとする事項に係るもの2部を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の届出は、駐輪場を設置しようとする施設の新築又は増築に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知を行う前（これらの申請又は通知を必要としないときは、駐輪場を設置し、又は届け出た事項を変更する前）に行うものとする。

（立入検査員証）

第9条 条例第12条第2項の証明書は、立入検査員証（様式第4号）とする。

（措置命令書）

第10条 条例第13条第2項の書面は、措置命令書（様式第5号）とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第5条、第8条）

	図書の種類	表示すべき事項
施 設	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び当該施設の位置
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における施設の位置、届出に係る施設と他の施設の別、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに敷地内の状況
	求積図及び面積計算書	用途別の面積
	各階平面図	縮尺、方位、間取り及び各室の用途
駐 輪 場	配置図	縮尺、方位、位置、規模、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員、駐輪場の通路及びその幅員並びに敷地内の状況
	各階平面図	縮尺、方位、位置、規模並びに駐輪場の通路及びその幅員
	規模の算定書	駐輪場の規模の算定経過
施設の敷地外の土地	登記事項証明書及び使用承諾書又は賃貸借契約書	施設の所有者と当該施設の敷地外の土地の所有者との権利関係を証明する事項

備考

- 1 施設の敷地外の土地に駐輪場を設置する場合にあっては、付近見取図に当該駐輪場から当該施設の敷地までの距離を記入するものとする。
- 2 施設の敷地外の土地に係る登記事項証明書及び使用承諾書又は賃貸借契約書は、施設の敷地外に駐輪場を設置する場合に限り提出するものとする。

様式第1号（第5条関係）

駐輪場設置規模軽減等（変更）承認申請書

年 月 日

（あて先）旭川市長

住所

申請者 氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

電話番号

旭川市駐輪場の設置等に関する条例第5条第3項及び旭川市駐輪場の設置等に関する条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。
第5条第3項

施設の所在地						
施設の名称						
施設の用途						
工事の種別		<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築				
工事予定期間		年 月 日から 年 月 日まで				
敷地の面積		m ² 建築面積			m ²	
施設の規模	区分	小売店舗等	遊技場等	事務所	その他	合計
	新築又は増築後	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	増築前	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
駐輪場	所在地					
	規模	店舗等面積に基づく規模（A）	現に設置されている規模（B）	軽減等を求める規模（C）	設置する規模（A－B－C）	
		台	台	台	台	
申請の理由						
連絡先	住所					
	氏名				電話番号	
※承認年月日	年 月 日	※承認番号	第	号	※受付欄	
備考 ※印の欄は、記入しないでください。						

様式第2号（第5条関係）

駐輪場設置義務軽減等（変更）承認・不承認通知書

第 号
年 月 日

様

旭川市長 印

年 月 日付けで申請のあった駐輪場設置規模軽減等（変更）について、次のとおり決定したので通知します。

<input type="checkbox"/> 承認します。		<input type="checkbox"/> 承認しません。		
施設の所在地				
施設の名称				
承認の内容	店舗等面積に基づく規模（A）	現に設置されている規模（B）	軽減等を認める規模（C）	設置する規模（A－B－C）
	台	台	台	台
不承認の理由				

（教示）

- この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に旭川市長に対して異議申立てをすることができます。
- この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日（異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定書を受け取った日。以下同じ。）の翌日から起算して6月以内に、旭川市（訴訟において旭川市を代表する者は、旭川市長となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があった日）の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号（第8条関係）

駐輪場設置（変更）届出書

年 月 日

（あて先）旭川市長

住所

届出者 氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕
電話番号

旭川市駐輪場の設置等に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

施設の所在地							
施設の名称							
施設の用途							
工事の種別		<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築					
工事予定期間		年 月 日から 年 月 日まで					
敷地の面積		㎡			建築面積		㎡
施設の規模	区分	小売店舗等	遊技場等	事務所	その他	合計	
	新築又は増築後	台	台	台	台	台	
	増築前	台	台	台	台	台	
駐輪場	所在地					面積	㎡
	区分	届出に係る規模		現に設置されている規模		合計	
	敷地内	施設内	台		台		台
		施設外	台		台		台
	敷地外	台		台		台	
	合計	台		台		台	
	構造等	平置 台		特殊な装置（ラック等）			台
	設置規模の軽減等の承認を受けた事項	<input type="checkbox"/> 条例第5条第3項 <input type="checkbox"/> 条例第7条第2項					
条例の規定による規模（A）	台	軽減等の承認を受けた規模（B）		台	A-B	台	
連絡先	住所						
	氏名				電話番号		

備考 ※印の欄は、記入しないでください。

※受付欄

様式第4号（第9条関係）

（表）

第	号
立 入 検 査 員 証	
所属	
氏名	
年 月 日生	
上記の者は、旭川市駐輪場の設置等に関する条例第12条第1項の規定による立入検査を行う職員であることを証する。	
年 月 日	
旭川市長	
印	

（裏）

1 この証は、旭川市駐輪場の設置等に関する条例第12条第1項の規定により施設又は駐輪場の立入検査を行う際は必ず携帯しなければならない。
2 この証は、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第5号（第10条関係）

措置命令書

第 号
年 月 日

様

旭川市長 印

旭川市駐輪場の設置等に関する条例第13条の規定により、次のとおり命じます。

施設の所在地	
施設の名称	
違反している条項	旭川市駐輪場の設置等に関する条例第 条第 項
措置の内容	
理由	
措置を講ずべき期限	年 月 日

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に旭川市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日（異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定書を受け取った日。以下同じ。）の翌日から起算して6月以内に、旭川市（訴訟において旭川市を代表する者は、旭川市長となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があった日）の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。